

## 電気通信番号規則の一部改正について

### I 背景

情報通信審議会において、平成26年度内に携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ（以下「番号ポータビリティ」という。）の導入を目指すことが適当である旨の答申が示されている（平成24年3月1日情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」）。同答申において、番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者利便の向上や、より一層の競争環境の進展等の効果が見込まれることから、利用者保護が図られることを前提として導入が適当とされている。

そのため、同答申で示されたPHSへの発信に係る識別音挿入を行い、携帯電話とPHSの識別性確保に向けた対応をPHS事業者において実施する等の利用者利便の確保が可能となったことから番号ポータビリティの実現を図るべく、電気通信番号規則の一部改正を行うものである。

なお、同答申で示された携帯電話番号の需要増加に伴う電気通信番号の不足に対応するための携帯電話番号への070番号開放については平成24年度に電気通信番号規則を改正済み。

### II 改正の概要

#### ○ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）【9条、20条等】の一部改正 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ義務規定の導入

本件は、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入するため、関係規定の改正を行うものである。

ただし、次の端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は含まない。

ア 携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備（衛星船舶電話、衛星携帯電話）

イ 提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備

（参考：諮問対象外）

#### ○ 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）【様式第28及び第29関係】及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）【別表第11関係】の一部改正

- ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。

### Ⅲ 附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の第20条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

# 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の背景

## 番号ポータビリティに対する利用者のニーズ

- ・携帯電話やPHSの電話番号については、個人とひもづいた形での利用が進展しており、番号ポータビリティに対する利用者の要望は強いものと考えられる。

※携帯電話及びPHSの利用者に対するアンケートでは、PHS利用者の約38%、携帯電話利用者の約15% が両サービス間の番号ポータビリティを利用したいという結果となっている(情報通信審議会答申より)。

## 携帯電話とPHSのサービス状況

- ・PHSのサービス提供エリア、人口カバー率拡大
- ・携帯電話とPHSの料金格差の縮小

※PHS人口カバー率 99%

※固定電話発-携帯電話・PHS着料金

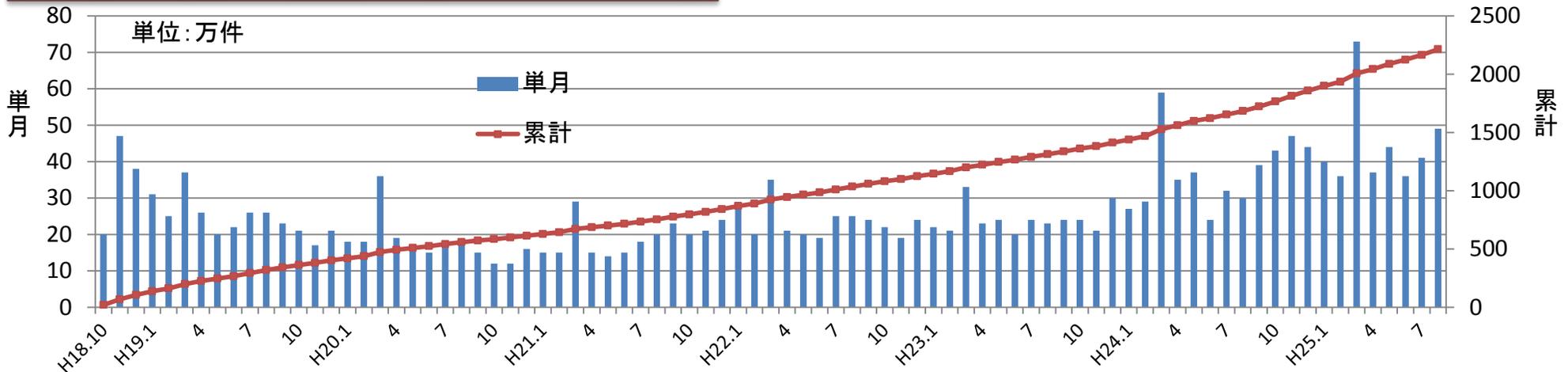
NTTドコモ:60円、KDDI:90~120円、ソフトバンクモバイル:120円、イー・アクセス:60円、ウィルコム:40~130円(平日昼間3分 税抜)

- ・携帯電話の基本料金、通話料金の低廉化
- ・サービスの多様化

※ARPU 平成18年度→平成24年度 30.3%減(平成25年版情報通信白書より)

※各社無料サービス、家族割引サービス等の提供

## 携帯電話番号ポータビリティ利用数の推移



# 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の課題

(情報通信審議会答申(平成24年3月)で指摘された課題)

## 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護

・携帯電話とPHSとの料金差に関する識別性確保に向けた措置の検討が必要である。

→PHS事業者において、PHS着信時に識別音を導入することにより接続先がPHSかどうか識別可能となるよう措置を行うとのこと。

## 携帯電話とPHS間のSMS(ショートメッセージサービス)相互接続

・現在は携帯電話とPHS間ではSMSサービスが実現されていないが、番号ポータビリティによりSMSサービスの相互接続に向けた検討を進めることが適当である。

→PHS事業者では、携帯電話とPHS間でSMS相互接続に向け協議を実施しており、対応可能なPHS端末を開発中とのこと。

## 選択中継サービスの利用

・関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、PHSへの選択中継サービスからの発信に対応することが求められる。

→選択中継に対応するために、各社協議を実施中。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入までには対応可能とのこと。